

「約款・規定集(個人のお客様用)」の新旧対照表

2020年3月

2020年3月2日を効力発生日として証券取引約款を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第9章 金額・株数指定取引	
<p>第92条(売買の方法)</p> <p>(1)お客様が当社との間で行う金額・株数指定取引に係る有価証券の取引については、次の①から⑦に定めるところにより行うものとします。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③約定金額は、「<u>約定単価</u>×約定数量」(円未満切上げ)とします。</p> <p>④約定単価は、お客様の買いの場合には「<u>始値</u>×(1+スプレッド)」(円未満切上げ)、お客様の売りの場合には「<u>始値</u>×(1-スプレッド)」(円未満切捨て)とします。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>⑤ (省 略)</p> <p>⑥下記(2)で規定する金額指定注文成立時の約定数量は、「約定金額÷<u>約定単価</u>」(小数点以下第6位を切捨て)とします。</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>第92条(売買の方法)</p> <p>(1)お客様が当社との間で行う金額・株数指定取引に係る有価証券の取引については、次の①から⑦に定めるところにより行うものとします。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③約定金額は、「<u>VWAP約定単価</u>×約定数量」(円未満切上げ)とします。</p> <p>④<u>VWAP約定単価</u>は、お客様の買いの場合には「<u>VWAP値</u>×(1+スプレッド)」(円未満切上げ)、お客様の売りの場合には「<u>VWAP値</u>×(1-スプレッド)」(円未満切捨て)とします。</p> <p>なお、<u>VWAP約定単価</u>は、当該有価証券のVWAP値(金融商品取引所が公表するかまたは株式会社QUICKの情報端末に掲載されているVWAP(Volume Weighted Average Priceの略称で、一定の取引時間帯において金融商品取引所で成立した売買についてその価格毎の売買高に基づき加重平均した価格をいいます。)の小数点以下第5位を四捨五入した数値とし、当該数値が明らかでない場合には、当社が適当と認めて提示するVWAP値とします。)を基準にして、当社が算定します。</p> <p>⑤ (省 略)</p> <p>⑥下記(2)で規定する金額指定注文成立時の約定数量は、「約定金額÷<u>VWAP約定単価</u>」(小数点以下第6位を切捨て)とします。</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>第92条の2(発注の方法)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>①売り注文</p> <p>イ. 金額指定の場合は、100円以上100円単位。</p> <p>ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が<u>100円</u>以上または「全部売却」。</p> <p>②買い注文</p> <p>イ. 金額指定の場合は、100円以上100円単位。</p> <p>ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が100円以上または「単元株化」(金株口座において管理される有価証券に係る、お客様が権利を有する有価証券の持分(以下この章において「有価証券持分等」といいます。)が最低売買単位未満の数量である場合に、最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けることをいいます。以下同じ。なお、当該単元株化に必要な数量は自動的に計算されます。)</p> <p>(2)金額・株数指定取引で適用される約定単価には、金融商品取引所の前場で成立した始値を基準にして当社が算定した前場約定単価と、後場で成立した始値を基準にして算定した<u>後場約定単価</u>があり、注文時に指定していただきます。</p> <p>(3)金額・株数指定取引における当社の注文最終受付時間は、次の①または②に掲げる<u>約定単価</u>に応じて次の①または②に定めるとおりとします。ただし、「配当落ち」または「権利落ち」となる銘柄にかかる買付けまたは売却については、当社所定の注文受付停止期間があります。</p> <p>①前場<u>約定単価</u>適用注文(以下「前場注文」といいます。)最終受付時間</p> <p>日興イーリートレードでの注文の場合は午前8時までとし、これ以外の注文の場合は午前8時を超えない範囲で当社が定める時間とします。</p> <p>②後場<u>約定単価</u>適用注文(以下「後場注文」といいます。)最終受付時間</p> <p>日興イーリートレードでの注文の場合は午前11時30分までとし、これ以外の注文の場合は午前11時30分を超えない範囲で当社が定める</p>	<p>第92条の2(発注の方法)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>①売り注文</p> <p>イ. 金額指定の場合は、500円以上500円単位。</p> <p>ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が<u>500円</u>以上または「全部売却」。</p> <p>②買い注文</p> <p>イ. 金額指定の場合は、500円以上500円単位。</p> <p>ロ. 株数指定の場合は、概算注文金額が500円以上または「単元株化」(金株口座において管理される有価証券に係る、お客様が権利を有する有価証券の持分(以下この章において「有価証券持分等」といいます。)が最低売買単位未満の数量である場合に、最低売買単位に達するまでに必要な数量を買付けることをいいます。以下同じ。なお、当該単元株化に必要な数量は自動的に計算されます。)</p> <p>(2)金額・株数指定取引で適用される<u>VWAP約定単価</u>には、金融商品取引所の前場で成立した<u>売買</u>を基準にして当社が算定した前場<u>VWAP約定価格</u>と、後場で成立した<u>売買</u>を基準にして算定した<u>後場VWAP約定価格</u>があり、注文時に指定していただきます。</p> <p>(3)金額・株数指定取引における当社の注文最終受付時間は、次の①または②に掲げる<u>VWAP約定単価</u>に応じて次の①または②に定めるとおりとします。ただし、「配当落ち」または「権利落ち」となる銘柄にかかる買付けまたは売却については、当社所定の注文受付停止期間があります。</p> <p>①前場<u>VWAP約定単価</u>適用注文(以下「前場注文」といいます。)最終受付時間</p> <p>日興イーリートレードでの注文の場合は午前8時までとし、これ以外の注文の場合は午前8時を超えない範囲で当社が定める時間とします。</p> <p>②後場<u>VWAP約定単価</u>適用注文(以下「後場注文」といいます。)最終受付時間</p> <p>日興イーリートレードでの注文の場合は午前11時30分までとし、これ以外の注文の場合は午前11時30分を超えない範囲で当社が定める</p>

<p>時間とします。 (4)～(6) (省 略)</p>	<p>時間とします。 (4)～(6) (省 略)</p>
<p>第92条の10 (定期定額売買の利用上の留意点) (1) (省 略) (2)定期定額売買で使用する<u>約定単価</u>は、<u>前場始値</u>を基準とします。 ただし、<u>前場始値</u>が存在しない場合に限り、<u>後場始値</u>を基準とします。</p>	<p>第92条の10 (定期定額売買の利用上の留意点) (1) (省 略) (2)定期定額売買で使用する<u>VWAP約定単価</u>は、<u>前場VWAP値</u>を基準とします。ただし、<u>前場VWAP値</u>が存在しない場合に限り、<u>後場VWAP値</u>を基準とします。</p>
<p><u>2020年3月2日改定</u></p>	<p><u>2019年7月16日改定</u></p>

「約款・規定集(個人のお客様用)」の新旧対照表

2020年3月

2020年3月27日を効力発生日として証券取引約款を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
<p>第8条の2(金額・株数指定取引) お客様が、当社所定の方法により、金額・株数指定取引に関する契約を申し込み、当社が承諾した場合に、<u>金額・株数指定取引口座(以下第9章において「金株口座」といいます。)</u>が開設されます。ただし、<u>お客様は、日興イーजीトレードの利用申込みをしている場合に限り、当該契約を申し込むことができるものとします。</u></p>	<p>第8条の2(金額・株数指定取引) お客様が、当社所定の方法により、金額・株数指定取引に関する契約を申し込み、当社が承諾した場合に、金額・株数指定取引口座(以下第9章において「金株口座」といいます。)が開設されます。</p>
第9章 金額・株数指定取引	
<p>第92条の2(発注の方法) (1)金額・株数指定取引における取引単位は、発注形態、売り買いの別により、次の①または②で掲げるとおりとします。また、<u>金額・株数指定取引は、当社が特に認める注文を除き、日興イーजीトレードでの注文の場合に限り</u>ます。なお、金額指定による売買における約定金額は、円未満の処理により、お客様の発注金額通りとならない場合があります。 ①～② (省略) (2)～(6) (省略)</p>	<p>第92条の2(発注の方法) (1)金額・株数指定取引における取引単位は、発注形態、売り買いの別により、次の①または②で掲げるとおりとします。<u>ただし、株数指定(全部売却を除きます。)</u>は、日興イーजीトレードでの注文の場合に限りま す。また、金額指定による売買における約定金額は、円未満の処理により、お客様の発注金額通りとならない場合があります。 ①～② (省略) (2)～(6) (省略)</p>
2020年3月27日改定	2020年3月2日改定

「約款・規定集(個人のお客様用)」の新旧対照表

2020年3月

2020年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
最良執行方針	
<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>②委託注文を執行する取引所市場</p> <p>a. 上場している取引所市場が1箇所(単独上場)である銘柄は、当該取引所市場へ取次ぎます。ただし、<u>日興イーリートレードまたは自動応答のテレホン取引</u>を利用しての注文は、<u>福岡証券取引所、札幌証券取引所への取次ぎはしません。</u></p> <p>b. (省 略)</p> <p>(一) (省 略)</p> <p>(二) (一)の場合であってもその銘柄が<u>整理銘柄</u>にある場合や、株式会社QUICKがデータを提供できない場合は、当社が別途定めた市場順位に従って選定されます。</p> <p>(三) (一)の場合であっても福岡証券取引所または札幌証券取引所と、<u>東京証券取引所または名古屋証券取引所に重複上場されている銘柄</u>の取次ぎは、<u>東京証券取引所または名古屋証券取引所に取次ぎます。</u></p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>②委託注文を執行する取引所市場</p> <p>a. 上場している取引所市場が1箇所(単独上場)である銘柄は、当該取引所市場へ取次ぎます。</p> <p>b. (省 略)</p> <p>(一) (省 略)</p> <p>(二) (一)の場合であってもその銘柄が<u>整理ポスト(整理銘柄という場合があります。)</u>にある場合や、株式会社QUICKがデータを提供できない場合は、当社が別途定めた市場順位に従って選定されます。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2) (省 略)</p>
2020年4月1日改定	2018年4月1日改定
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
<p>第3条の3(口座開設に伴う審査)</p> <p>お取引口座の開設に際し、当社所定の審査をさせていただきます。審査には相当の日数を要する場合があります。審査の結果によっては、口座開設をお断りすることがあります。なお、<u>当該審査に伴い</u>口座開設の遅延または口座開設ができないことにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</p>	<p>第3条の3(口座開設に伴う審査)</p> <p>お取引口座の開設に際し、当社所定の審査をさせていただきます。審査には相当の日数を要する場合があります。審査の結果によっては、口座開設をお断りすることがあります。なお、<u>口座開設の遅延または口座開設ができないことにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</u></p>
第9章 金額・株数指定取引	
<p>第92条の11(有価証券持分等の振替および、自動スイングにかかる免責事項)</p> <p>当社は、当社の一連のシステム等の障害等により、金額・株数指定取引において提供する第92条の5に規定する有価証券の振替および、第92条の7に規定する自動スイングのサービスが正常に機能しなかったことによりお客様に生じた損害については、<u>その責めを負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りではありません。</u></p>	<p>第92条の11(有価証券持分等の振替および、自動スイングにかかる免責事項)</p> <p>当社は、当社の一連のシステム等の障害等により、金額・株数指定取引において提供する第92条の5に規定する有価証券の振替および、第92条の7に規定する自動スイングのサービスが正常に機能しなかったことによりお客様に生じた損害については、<u>その責めを負わないものとします。ただし、当社の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</u></p>
第12章 証券総合口座	
<p>第102条(自動スweep取引の取扱い)</p> <p>証券総合口座における自動スweep取引について、1回の払込金額、買付時期、買付価額、返還価額などで本章に定めのない事項については、日興MRF自動けいぞく投資約款の規定に従うものとします。ただし、次条に基づく自動買付および第104条に基づく自動換金については、日興MRF自動けいぞく投資約款の規定は適用せず、当社所定の方法により行います。</p>	<p>第102条(自動スweep取引の取扱い)</p> <p>証券総合口座における自動スweep取引について、1回の払込金額、買付時期、買付価額、返還価額などで本章に定めのない事項については、日興MRF自動けいぞく投資約款の規定に従うものとします。ただし、次条に基づく自動買付に係る買付時期については、日興MRF自動けいぞく投資約款の規定は適用せず、当社所定の方法により行います。</p>
<p>第103条(自動買付)</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>(5)上記(1)および(2)に定める金銭は、日興MRF累投口に払込まれるまでは、預り金として取り扱われるものとします。</p> <p>(6) (省 略)</p>	<p>第103条(自動買付)</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>(5)上記(1)および(2)に定める金銭は、<u>当社所定の方法により</u>日興MRF累投口に払込まれるまでは、預り金として取り扱われるものとします。</p> <p>(6) (省 略)</p>
第16章 日興イーリートレード	
<p>第131条(取引回数)</p> <p>金融商品取引所等において取引が行われる日(以下「取引日」といいます。)において、お客様が同一銘柄の売買注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。</p>	<p>第131条(取引回数)</p> <p>金融商品取引所等において取引が行われる一の日(以下「取引日」といいます。)において、お客様が同一銘柄の売買注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。</p>

<p>第139条(情報利用の取扱い)</p> <p>(1)お客様は、本サービスにより当社から提供を受けた情報については、お客様が行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを遵守または確認されるものとします。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥本サービスにおいて提供される情報について、当社および情報提供者は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではありません。したがって、本サービスにおいて提供される何らかの情報もしくは分析に、またはそれらの正確性、完全性もしくは適時性に、お客様が依拠した結果として、お客様が被る可能性のある直接的、間接的な損害その他一切の損害について、当社および情報提供者は責任を負いません。<u>ただし、当社の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</u></p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>⑧本サービスの提供において、当社はシステム構築に万全を期していますが、万一、当社または情報提供者の通信回線、通信機器またはコンピューターシステム機器の障害により、情報の配信が停止または遅延する場合があっても、これに起因する損害等について、当社および情報提供者は責任を負いません。<u>ただし、当社の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</u></p> <p>⑨ (省 略)</p> <p>(2)上記(1)に反する使用があった場合、または当社もしくは金融商品取引所等の合理的な判断もしくは理由により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し当該請求は行わないものとします。</p>	<p>第139条(情報利用の取扱い)</p> <p>(1)お客様は、本サービスにより当社から提供を受けた情報については、お客様が行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを遵守または確認されるものとします。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥本サービスにおいて提供される情報について、当社および情報提供者は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではありません。したがって、本サービスにおいて提供される何らかの情報もしくは分析に、またはそれらの正確性、完全性もしくは適時性に、お客様が依拠した結果として、お客様が被る可能性のある直接的、間接的な損害その他一切の損害について、当社および情報提供者は責任を負いません。</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>⑧本サービスの提供において、当社はシステム構築に万全を期していますが、万一、当社または情報提供者の通信回線、通信機器またはコンピューターシステム機器の障害により、情報の配信が停止または遅延する場合があっても、これに起因する損害等について、当社および情報提供者は責任を負いません。</p> <p>⑨ (省 略)</p> <p>(2)上記(1)に反する使用があった場合、または当社もしくは金融商品取引所等の判断もしくは都合により、かかる情報提供の中止、または情報内容の変更等の措置をとることがあります。なお、情報の提供の中止または情報内容の変更等によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し当該請求は行わないものとします。</p>
<p>第143条(免責事項)</p> <p>当社は、次の事由によりお客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、<u>当社の責に帰すべき事由</u>により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>①～⑦ (省 略)</p> <p>⑧第144条の利用の停止によりお客様に生じた損害。</p> <p>⑨その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。</p>	<p>第143条(免責事項)</p> <p>当社は、次の事由によりお客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、<u>当社の故意または重大なる過失</u>により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>①～⑦ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑧その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。</p>
<p>第144条(利用の停止)</p> <p>当社は、次のいずれかの事由によりお客様が本サービスを利用されることが不適当と判断した場合、または合理的もしくはやむを得ない事由により、本サービスの<u>全部または一部の</u>利用を停止することができるものとします。</p> <p>①お客様が過大なアクセスを行う等、本サービスの稼働に影響を及ぼすと当社が判断した場合</p> <p>②第165条(7)から(9)まで、(11)および(12)に該当すると判断した場合</p> <p>③その他、お客様が本サービスを利用されることが不適当と判断した場合</p>	<p>第144条(利用の停止)</p> <p>当社は、お客様が本サービスを利用されることが不適当と判断した場合または当社の都合により、本サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第17章 自動応答のテレホン取引</p>	
<p>第153条(注文の執行)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)当社は、お客様が行われた自動応答のテレホン取引が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に連絡することなく当該取引の注文執行はいたしません。なお、<u>当該取引の注文執行を行わないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責めを負わないものとします。</u></p> <p>①～⑥ (省 略)</p>	<p>第153条(注文の執行)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)当社は、お客様が行われた自動応答のテレホン取引が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に連絡することなく当該取引の注文執行はいたしません。なお、注文執行を行わないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>①～⑥ (省 略)</p>
<p>第159条(免責事項)</p> <p>当社は、次の事由によりお客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、<u>当社の責に帰すべき事由</u>により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>①～⑧ (省 略)</p>	<p>第159条(免責事項)</p> <p>当社は、次の事由によりお客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。ただし、<u>当社の故意または重大なる過失</u>により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>①～⑧ (省 略)</p>
<p>第160条(利用の停止)</p> <p>当社は、お客様が自動応答のテレホン取引を利用されることが不適当</p>	<p>第160条(利用の停止)</p> <p>当社は、お客様が自動応答のテレホン取引を利用されることが不適当</p>

と判断した場合または合理的もしくはやむを得ない事由により、自動応答のテレホン取引の利用を停止することができるものとします。	と判断した場合または当社の都合により、自動応答のテレホン取引の利用を停止することができるものとします。
第18章 お取引コースの利用	
第162条(お取引コースの変更) (1) (省 略) (2)当社は、お客様がダイレクトコースを利用されることが不適当と判断した場合または合理的もしくはやむを得ない事由により、お取引コースを総合コースへ変更することができるものとします。	第162条(お取引コースの変更) (1) (省 略) (2)当社は、お客様がダイレクトコースを利用されることが不適当と判断した場合または当社の都合により、お取引コースを総合コースへ変更することができるものとします。
第19章 雑則	
第165条(取扱いの停止または解約) (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。 ① (省 略) <u>(削 除)</u> ②～⑧ (省 略) (2)～(12) (省 略)	第165条(取扱いの停止または解約) (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。 ① (省 略) ②この約款の変更にお客様が同意されない場合。 ③～⑨ (省 略) (2)～(12) (省 略)
第169条(後見開始等の届出) お客様について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法によりお届けいただくものとします。お客様の成年後見人等について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判が家庭裁判所によりなされたときも同様にお届けいただくものとします。	第169条(後見開始等の届出) お客様について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちにその旨を当社所定の方法によりお届けいただくものとします。
第174条(この約款の変更) この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。 <u>(削 除)</u> <u>(削 除)</u>	第174条(この約款の変更) (1)この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 (2)当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断される場合は、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 (3)上記(2)の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。
2020年4月1日改定	2020年3月27日改定
日興MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 自動けいぞく投資約款	
2. 申込方法 (1)申込者は、当社所定の方法により契約を申込みものとします。ただし、すでに他の累積投資コース(財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資コースを除く)の契約が締結されているときは、あらたな申込みは不要とします。 (2) (省 略)	2. 申込方法 (1)申込者は、当社所定の方法により契約を申込みものとします。ただし、すでに他の累積投資コース(財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資コースを除く)の契約が締結されているときは、あらたな申込書の提出は不要とします。 (2) (省 略)
5. 受益権の管理 この契約により買付けられた本ファンドの受益権は、振替決済口座における記載または記録により管理します。	5. 受益権の管理 この契約により買付けられた本ファンドの受益権は、振替決済口座に記載または記録により管理します。
8. キャッシング(即日引出) (1) (省 略) (2)前項(1)の請求は、所定の手続によってこれを行い、その金銭を申込者に返還いたします。	8. キャッシング(即日引出) (1) (省 略) (2)前項(1)の請求は、所定の手続によってこれを行い、その代金を申込者に返還いたします。
11. 申込事項等の変更 (1)改名、転居またはお届印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。 (2)前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書 <u>その他</u> の当社が必要と認める書類などをご提示いただくことがあります。	11. 申込事項等の変更 (1)改名、転居ならびにお届印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。 (2)前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、 <u>その他</u> 必要と認める書類などをご提示いただくことがあります。
12. その他 (1)～(2) (省 略) (3)この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要	12. その他 (1)～(2) (省 略) (3)この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要

<p>が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>が生じたときは、改定されることがあります。当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、前記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。また、前記の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
2020年4月1日改定	2013年10月1日改定
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
<p>(契約の解除) 第29条 次の各号のいずれかに該当したときにこの契約を解除することができるものとします。 (1)～(2) (省 略) <u>(削除)</u> (3)～(6) (省 略) 2～3 (省 略)</p>	<p>(契約の解除) 第29条 次の各号のいずれかに該当したときにこの契約を解除することができるものとします。 (1)～(2) (省 略) (3)第33条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しない場合。 (4)～(7) (省 略) 2～3 (省 略)</p>
<p>(約款の変更) 第33条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用又はその他相当の方法により周知します。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>(約款の変更) 第33条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
2020年4月1日改定	2019年7月16日改定
ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款	
<p>1. 約款の趣旨 この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます。)&、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)&との間のニッコウ・マネー・マーケット・ファンド受益証券(以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。)&の自動けいぞく投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資契約(以下「自動投資契約」といいます。)&を申込者と締結いたします。</p>	<p>1. 約款の趣旨 この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます。)&、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)&との間のニッコウ・マネー・マーケット・ファンド受益証券(以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。)&の自動継続投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの自動継続投資契約(以下「自動投資契約」といいます。)&を申込者と締結いたします。</p>
<p>2. 申込方法 (1)申込者は、当社所定の申込方法により契約を申し込むものといたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、<u>申込みの手続は不要</u>といたします。 ①～② (省 略) (2)自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のマネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資口座を設定いたします。 (3)外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、<u>外国証券取引口座約款に基づく契約の締結が必要</u>となります。</p>	<p>2. 申込方法 (1)申込者は、当社所定の申込方法により契約を申し込むものといたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、<u>申込書の提出は不要</u>といたします。 ①～② (省 略) (2)自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のマネー・マーケット・ファンド自動継続投資口座を設定いたします。 (3)外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、<u>契約の締結が必要</u>となります。</p>
<p>3. 金銭の払込み (1)申込者は、マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてるため、目論見書記載の所定の申込単位の金銭(外貨またはその円貨相当額)を目論見書記載の申込受付日から起算して2営業日以内の日で4. (1)に基づき当社が定める日までにその口座に払込むこととします。 (2)前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払われるものでの取得については、目論見書記載の所定の1口単位の金額以上の金銭といたします。ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。</p>	<p>3. 金銭の払込み (1)申込者は、マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてるため、目論見書記載の所定の申込単位の金銭(外貨またはその円貨相当額)を目論見書記載の申込受付日から起算して2営業日以内の日で当社が定める日までにその口座に払込むこととします。 (2)前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払われるものでの取得については、目論見書記載の所定の申込単位の金額以上の金銭といたします。ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。</p>

<p>4. 買付時期・価額</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)前項の買付価額は、<u>買付けの申込みがあった営業日の1口当たり純資産価格(通常、1口当たり固定基準価額(コンスタントNAV)。以下同じ。)</u>といたします。</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>4. 買付時期・価額</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2)前項の買付価額は、<u>買付のお申込みがあった日の翌営業日の前日</u>の1口当たり純資産価格といたします。</p> <p>(3) (省 略)</p>
<p>7. 転換</p> <p>1つのファンドから他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。)に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数または円金額を指定するものといたします。転換により発行される口数は、<u>転換請求があった営業日のそれぞれのファンドの1口当たり純資産価格に基づいて決定</u>されます。なお、転換手数料は課されません。また、<u>本条に定めない事項については、4.の規定に準ずるものとします。</u></p>	<p>7. 転換</p> <p>1つのファンドから他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。)に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数または円金額を指定するものといたします。転換により発行される口数は、<u>転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定</u>されます。なお、転換手数料は課されません。</p>
<p>8. 返還</p> <p>(1)申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった営業日(締切時間:午後4時)の1口当たり純資産価格により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、<u>申込者の指示による外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるもの</u>といたします。果実の返還は、<u>所定の国内源泉税を控除後、申込者の指示による外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うもの</u>といたします。</p> <p>(2)前項の請求は、<u>所定の手続きによってこれを行い、その金銭を申込者に返還</u>いたします。</p> <p>(3)なお、返還請求のとき、当該返還にかかわる金額により転換の申込みをいただいた場合は、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。</p>	<p>8. 返還</p> <p>(1)申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった日(締切時間:午後4時)の翌営業日の前日の1口当たり純資産価格により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、<u>外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるもの</u>といたします。果実の返還は、<u>所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うもの</u>といたします。</p> <p>(2)前項の請求は、<u>所定の手続きによってこれを行い、その代金を申込者に返還</u>いたします。</p> <p>(3)なお、返還請求のとき、当該返還にかかわる金額により転換のお申込みをいただいた場合は、<u>当該返還金はお客様にお支払</u>することなく、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。</p>
<p>9. 解約</p> <p>(1)この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④<u>外国証券取引口座約款に基づく契約が終了したとき。</u></p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>	<p>9. 解約</p> <p>(1)この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>
<p>10. 申込事項等の変更</p> <p>(1)改名、転居またはお届印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、<u>所定の手続きによって遅滞なく当社に届出</u>いただきます。</p> <p>(2)前項のお届出があったとき、当社は、<u>戸籍抄本、印鑑証明書その他の当社が必要と認める書類等</u>をご提示いただくことがあります。</p>	<p>10. 申込事項等の変更</p> <p>(1)改名、転居ならびにお届印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、<u>所定の手続きによって遅滞なく当社に届出</u>いただきます。</p> <p>(2)前項のお届出があったとき、当社は、<u>戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等</u>をご提示いただくことがあります。</p>
<p>11.その他</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)<u>1口当たり純資産価格が1口当たり固定基準価額(通常、1米セント、1豪セント、1加セント、1NZセントで、目論見書においては「コンスタントNAV」と記載される場合があります。)を維持することが困難となる場合その他目論見書記載の所定の場合には、この約款の4. (買付時期・価額)、6. (果実の再投資)、7. (転換)および8. (返還)の規定は適用されなくなることがあります。</u></p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5)<u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知</u>します。</p>	<p>11.その他</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4)<u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課することになる場合には、その改定事項をお客様に通知</u>いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、前記の通知に代えて、<u>当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合</u>があります。また、前記の通知または掲載があった場合、<u>所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱</u>います。</p>
2020年4月1日改定	2013年10月1日改定

外国為替取引約款

<p>第1条(目的) この外国為替取引約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様とSMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う外国為替取引(次条において規定し、以下「本取引」といいます。)の方法および権利義務関係を明確にする目的により定めたものです。本約款は、お客様と当社との外国為替取引に係る契約の内容となります。</p>	<p>第1条(目的) この外国為替取引約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様とSMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う外国為替取引(次条において規定し、以下「本取引」といいます。)の方法および権利義務関係を明確にする目的により定めたものです。</p>
<p>第5条(債務不履行時の処理) お客様または当社において次の各号の事由が一つでも生じた場合には、全ての個別取引は、一切の通知、催告を要せず、当該事由の発生時点で自動的に解除されます。 (1)～(3) (省略) (4)手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 (5)～(6) (省略) 2 (省略)</p>	<p>第5条(債務不履行時の処理) お客様または当社において次の各号の事由が一つでも生じた場合には、全ての個別取引は、一切の通知、催告を要せず、当該事由の発生時点で自動的に解除されます。 (1)～(3) (省略) (4)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 (5)～(6) (省略) 2 (省略)</p>
<p>第7条(遅延損害金) お客様または当社は、本取引に基づく相手方に対する支払が、本約款および個別取引に基づく履行期日または双方が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者はかかる日の翌日(当日を含みます。)から支払に至るまで(当日を含みます。)の間、かかる金額に当該支払金額の通貨にかかる「市中金利(零を下回るときは、零)+1%」の割合(ただし、法令により上限の割合が定められているときは、その上限の割合とします。)による遅延損害金を加算した金額を支払わなければなりません。ただし、当該遅延が、決済機関等に起因する場合には、この限りではありません。</p>	<p>第7条(遅延損害金) お客様または当社は、本取引に基づく相手方に対する支払が、本約款および個別取引に基づく履行期日または双方が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者はかかる日の翌日(当日を含みます。)から支払に至るまで(当日を含みます。)の間、かかる金額に当該支払金額の通貨にかかる「市中金利+1%」の割合による遅延損害金を加算した金額を支払わなければなりません。ただし、当該遅延が、決済機関等に起因する場合には、この限りではありません。</p>
<p>第12条(約款の変更) 本約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>第12条(約款の変更) 本約款の変更は、法令等の改正、その他必要が生じたときに改定されることがあります。その場合当社は、改定の内容がお客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社のホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 2 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、お客様が約款の改定に同意したとみなして取り扱います。</p>
<p style="text-align: right;">2020年4月1日改定</p>	<p style="text-align: right;">2013年1月4日改定</p>

特定口座約款

第2章 特定口座における譲渡等に係る所得計算および源泉徴収の特例

<p>(特定口座の申込方法) 第2条 お客様が当社に特定口座の設定を申込まれる際には、あらかじめ、当社に対し、当社所定の方法により、特定口座開設届出書を提出(当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、特定口座に関連する届出書、依頼書等について租税特別措置法および関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)していただきます。その際、租税特別措置法および関連政省令の定めるところにより、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他の一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号につき確認を受けていただくこととなります。 2～5 (省略)</p>	<p>(特定口座の申込方法) 第2条 お客様が当社に特定口座の設定を申込まれる際には、あらかじめ、当社に対し、当社所定の方法により、特定口座開設届出書を提出(当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。)していただきます。その際、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号につき確認を受けていただくこととなります。 2～5 (省略)</p>
<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲) 第7条 当社はおお客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 ①～⑬ (省略) ⑭お客様が、特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権もしくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利の行使、特定口座内保管上場株式等、非課税口座内上場株式等もしくは未成年者口座内上場株式等である新株予約権の行使、所得税法施行令第84条第2項第1号または第2号に係る権利の</p>	<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲) 第7条 当社はおお客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文または第29条の3第1項本文の適用を受けて取得をした特定新株予約権等または特定外国新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 ①～⑬ (省略) ⑭お客様が、特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権もしくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利の行使、特定口座内保管上場株式等、非課税口座内上場株式等もしくは未成年者口座内上場株式等である新株予約権の行使、所得税法施行令第84条第1号から第4号までに係る権利の行使</p>

<p>行使または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生もしくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑮～⑲ (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p>	<p>または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生もしくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行うもの</p> <p>⑮～⑲ (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④租税特別措置法第37条の10第3項または第37条の11第4項の規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭等の交付が当社を経由して行われる方法</p> <p>⑤ (省 略)</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④租税特別措置法第37条の10第3項または同法37条の11第4項の規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭等の交付が当社を経由して行われる方法</p> <p>⑤ (省 略)</p>
<p>(特定口座年間取引報告書の送付)</p> <p>第12条 1～4 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>(特定口座年間取引報告書の送付)</p> <p>第12条 1～4 (省 略)</p> <p>5 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第9項に定める特定口座年間取引報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関し、お取扱いをしないことがあります。</p>
<p>第4章 雑則</p>	
<p>(届出事項の変更)</p> <p>第14条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その提出がご氏名、ご住所もしくは個人番号の変更または個人番号の通知に係るものであるときは、<u>租税特別措置法及び関係政省令の定めるところにより、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他の一定の書類を提示し、確認を受けていただくものとします。</u></p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第14条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その提出がご氏名、ご住所もしくは個人番号の変更または個人番号の通知に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示し、確認を受けていただくものとします。</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(特定口座の廃止等)</p> <p>第15条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>④～⑤ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(特定口座の廃止等)</p> <p>第15条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④この約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>⑤～⑥ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(出国口座等)</p> <p>第16条 前条(特定口座の廃止等)第1項④に該当することとなるお客様は、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当社の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座に保管の委託をされていた上場株式等(日々決算型投資信託の受益権を除く。)のすべてにつき、引き続き当社に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該出国口座に保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>2～3 (省 略)</p>	<p>(出国口座等)</p> <p>第16条 前条(特定口座の廃止)⑤に該当することとなるお客様は、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当社の特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該特定口座に保管の委託をされていた上場株式等(日々決算型投資信託の受益権を除く。)のすべてにつき、引き続き当社に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該出国口座に保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>2～3 (省 略)</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第18条 お客様が第14条の変更手続を怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、第12条に定める特定口座年間取引報告書の交付が受けられないことなど特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第18条 お客様が第14条の変更手続を怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、第12条に定める特定口座年間取引報告書の交付が受けられないことなど特定口座に係る税制上の取扱い、<u>この約款の変更等</u>に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第19条 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第19条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客</p>

(削除)	様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。
2020年4月1日改定	2016年10月1日改定
特定管理口座約款	
(特定管理口座の廃止) 第8条 次の各号の一に該当した場合は、この契約は解除され、お客様の特定管理口座は廃止されることとなります。 ①～② (省略) 2～3 (省略)	(特定管理口座の廃止) 第8条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除され、お客様の特定管理口座は廃止されることとなります。 ①～② (省略) ③この約款の変更にお客様が同意されない場合 2～3 (省略)
(免責事項) 第10条 お客様が第7条の規定による変更手続を怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、特定管理口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。	(免責事項) 第10条 お客様が第7条の規定による変更手続を怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、特定管理口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。
(約款の変更) 第11条 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。 (削除) (削除)	(約款の変更) 第11条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。
2020年4月1日改定	2016年1月1日改定
非課税上場株式等管理に関する約款	
(契約の解除) 第12条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①～⑤ (省略) 2 (省略)	(契約の解除) 第12条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①～⑤ (省略) ⑥お客様がこの約款の変更にご同意されない場合 当社が定める日 2 (省略)
(約款の変更) 第15条 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。 (削除) (削除)	(約款の変更) 第15条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課することになる場合には、その改定事項をお客様に通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとみなして取り扱います。
2020年4月1日改定	2018年4月1日改定
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	
第6章 その他の通則	
(本契約の解除) 第31条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。	(本契約の解除) 第31条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

<p>①～⑥ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第33条 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>①～⑥ (省 略)</p> <p>⑦お客様がこの約款の変更不同意なるとき 当社の定める日</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第33条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課することになる場合には、その改定事項をお客様に通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定に同意いただいたものとみなして取り扱います。</p>
2020年4月1日改定	2018年4月1日改定
電子交付サービス取扱規程	
<p>第2条 対象書面</p> <p>1.本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、以下の各号の区分ごとに掲げる書面(以下「対象書面」といいます。)とします。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2.～4. (省 略)</p> <p>(削 除)</p>	<p>第2条 対象書面</p> <p>1.本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、以下の各号の区分ごとに掲げる書面(以下「対象書面」といいます。)とします。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2.～4. (省 略)</p> <p>5.お客様が個人番号を申告された場合であっても1(1)に掲げる特定口座年間取引報告書および上場株式配当等の支払通知書に個人番号を記載されません。</p> <p>確定申告を行われる際には別途お送りする個人番号が記載された紙媒体による特定口座年間取引報告書および上場株式配当等の支払通知書をご使用いただきます。</p>
<p>第5条 本サービスにおける取扱い</p> <p>お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4)前号にかかわらず、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他の事情により当社が合理的と判断した場合には、本サービスの利用期間中であっても電子交付に代えて又はこれに加えて、紙媒体により交付する場合があること</p>	<p>第5条 本サービスにおける取扱い</p> <p>お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4)当社が合理的と判断した場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく紙媒体により交付する場合があること</p>
<p>第6条 閲覧可能期間</p> <p>1.当社は、電子交付を行った次の各号に掲げる電子書面について、当該各号に定める期日まで、お客様の閲覧に供するものとします。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p>	<p>第6条 閲覧可能期間</p> <p>1.お客様は、本サービスを利用して閲覧した次の各号に掲げる電子書面について、当該各号に定める期日まで、第3条で定める方法により継続して閲覧することができるものとします。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p>
<p>第7条 対象書面の追加</p> <p>お客様は、当社が本サービスにおいて電子交付により提供する書面の種類を追加する場合について、以下の取扱いとすることに同意するものとします。</p> <p>(1)第2条第1項に基づき書面を追加する場合</p> <p>追加する書面について、当社のホームページで事前に公表することで、お客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>第7条 対象書面の追加</p> <p>お客様は、当社が本サービスにおいて電子交付により提供する書面の種類を追加する場合について、以下の取扱いとすることに同意するものとします。</p> <p>(1)第2条第1項に基づき書面を追加する場合</p> <p>追加する書面について、当社のホームページで公表することで、お客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>第8条 解除</p> <p>1.本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。</p> <p>(1)当社が定める方法によりお客様から本サービスを解除する旨の申し出があった場合</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3)本サービスに関連する口座が廃止された場合</p> <p>(4)次に掲げるいずれかの事由その他の止むを得ない事由により当社が本サービスの解除を申し出た場合</p>	<p>第8条 解除</p> <p>1.本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。</p> <p>(1)お客様から本サービスを解除する旨の申し出があった場合</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3)口座が廃止された場合</p> <p>(4)止むを得ない事由により当社が本サービスの解除を申し出た場合</p>

<p>イ お客様が第4条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき ロ お客様が第4条第2項に定める本サービスの申込みの際に虚偽の申告を行っていたことが判明したとき (5)当社が定める方法(当社のホームページにおける公表を含む。)により当社が全てのお客様について本サービスの提供を終了する旨および当該終了日について事前に周知した場合 2. (省 略)</p>	<p>(新 設) (新 設) (5)当社が本サービスを終了した場合 2. (省 略)</p>
<p>第9条 免責事項 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。 (1) (省 略) (2)通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、<u>当社の責めに帰すべき事由</u>により生じた損害については、この限りではありません。</p>	<p>第9条 免責事項 当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。 (1) (省 略) (2)通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、<u>当社の故意または重大な過失</u>により生じた損害については、この限りではありません。</p>
<p>第11条 本取扱規程の変更 この規程は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。 (削 除)</p>	<p>第11条 本取扱規程の変更 1. この規程は、法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動その他本サービスを提供していく上で必要が生じたとき当社が判断したときは、<u>変更</u>されることがあります。 2. 前項に基づき本取扱規程を変更した場合、当社は、当社の定める方法(インターネットによる告知を含む。)によりお客様にお知らせします。当社は、当社からのお知らせがあった後、お客様が当社とお取引をした時点をもって、お客様が本取扱規程の変更に同意したものと取り扱います。</p>
2020年4月1日改定	2018年9月1日改定
つみたてプラン約款	
<p>(買付する投資信託の指定) 第4条 (省 略) 2 申込者は対象投資信託の中から買付する投資信託を指定するものとします(以下、指定した買付する投資信託を「指定投資信託」といいます。)。なお、外国投資信託を指定する場合は、<u>外国証券取引口座約款</u>に基づく<u>契約の締結</u>が必要となります。 3 (省 略)</p>	<p>(買付する投資信託の指定) 第4条 (省 略) 2 申込者は対象投資信託の中から買付する投資信託を指定するものとします(以下、指定した買付する投資信託を「指定投資信託」といいます。)。なお、外国投資信託を指定する場合は、<u>外国証券の取引</u>に関する契約が必要となります。 3 (省 略)</p>
<p>(指定投資信託の買付に係る手数料) 第7条 指定投資信託の買付に係る手数料は、買付価額に1.10%(税抜1.0%)を乗じて得た金額とします。ただし、買付に係る手数料を無料と定めている投資信託を除きます。 2 (省 略)</p>	<p>(指定投資信託の買付に係る手数料) 第7条 指定投資信託の買付に係る手数料は、買付価額に<u>申込手数料1.0%(税抜)</u>を乗じて得た金額に<u>消費税相当額</u>を加えた額とします。ただし、買付に係る手数料を無料と定めている投資信託を除きます。 2 (省 略)</p>
<p>(約款の変更) 第16条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。 (削 除) (削 除)</p>	<p>(約款の変更) 第16条 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他<u>その必要</u>が生じたときは改定されることがあります。 2 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すことになる場合には、<u>その改定事項</u>をお客様に通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断される場合は、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。 3 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定に同意いただいたものとみなして取り扱います。</p>
2020年4月1日改定	2019年4月1日改定
生命保険料振込に関する約款	
<p>第5条(振込みの中止) 本振込みは、以下の各号のいずれかに該当した場合、中止されるものとします。 ① (省 略) ②当社がお客様から生命保険契約の申込みの取下げの意思を確認</p>	<p>第5条(振込みの中止) 本振込みは、以下の各号のいずれかに該当した場合、中止されるものとします。 ① (省 略) (新 設)</p>

<p>した場合</p> <p><u>③当社が保険会社から生命保険契約の申込みの引受けができない旨の連絡を受けた場合</u></p> <p><u>④その他、当社が本振込みを不可能または困難と判断した場合</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>②当社が本振込みを不可能または困難と判断した場合</u></p>
<p>第6条(免責事項)</p> <p>本取扱いについてお客様に生じた損失または損害については、当社はその責めを負わないものとします。ただし、<u>当社の責めに帰すべき事由により生じた損失または損害についてはこの限りではありません。</u></p>	<p>第6条(免責事項)</p> <p>本取扱いについてお客様に生じた損失または損害については、<u>当社はその責めを負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により生じた損失または損害についてはこの限りではありません。</u></p>
<p>第9条(約款の変更)</p> <p>本約款は、<u>法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>第9条(約款の変更)</p> <p><u>1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動その他本取扱いを行う上で必要が生じたと当社が判断したときは改定されることがあります。</u></p> <p><u>2. 当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様にあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客様に通知します。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u></p> <p><u>3. 前項の通知または掲載があった場合に所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないとき、若しくはお客様から当社に振込依頼金額の振込依頼があった時点をもって、当社は、お客様が本約款の改定に同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>2020年4月1日改定</p>	<p>2019年3月25日制定</p>